

災害救助物資の供給等に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と株式会社エメラス（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他の災害時の救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

- 第1条 甲は、大阪市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。
 - 3 前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出する。

（協力）

第2条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な限り協力する。

（物資の範囲、報告）

- 第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶等により物資の供給ができないことがある場合、乙にて物資の調達の可否・日時・個数を決定することを甲は了承する。
- (1) 食料品
 - (2) その他甲が指定する物資
- 2 乙が供給する物資の種類及び数量などの詳細については、甲乙協議の上、決定するものとする。
 - 3 本協定の目的を達成するため、乙はその在庫品目、数量等について、甲の求めに応じて報告する。

（物資の引渡し）

第4条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙が行うものとする。

ただし、乙が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行う。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（物資の代金等）

- 第6条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。
- 2 物資の代金は、災害発生時の直前における仕入れ価格を基準として、甲と乙が協議して決定する。
 - 3 第4条の物資の引渡しについて、当該引渡場所までの運搬に係る乙が通常要した費用は、甲に請求できる。
 - 4 甲は、必要に応じ、第4条の引渡場所遠の物資の運搬につき乙に対して協力を求めることができるものとする。この場合において、乙がそのために通常要する費用は甲の負担とする。
 - 5 この協定に基づき業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、甲は大阪市防災・減災条例（平成26年大阪市条例第139号）に定めるところにより、その損害を補償する。

(生活物資の安定供給)

第7条 乙は、災害時にその店舗等の施設及び機能を活用し、適正価格により生活物資を供給し、市民生活の早期安定に寄与するように努力し、甲は、それに協力する。

(履行義務の免除)

第8条 乙が被災した場合、甲乙協議に上、被災の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができる。

2 乙が供給した物資につき、乙は当然に乙に帰責する製造物責任などの責を負うが、乙が甲の指示に従った場合、或いは甲が善良なる管理者の注意義務を怠った場合はこの限りではない。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては危機管理室自主防災企画担当課長とし、乙においては総務課とする。

(協議)

第10条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙のいずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第12条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年 月 日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市長 吉村 洋文

乙 大阪市北区西天満3丁目6番35号
株式会社エメラス
代表取締役社長 小久保 芳典